請　　書

収入印紙

消印は
右下へ

1　工　事　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　工事場所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　工　　期　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　請負代金

	百万	十万	万	千	百	十	円
金　額							

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

5　契約保証金　　免　　除

上記工事について、亘理地区行政事務組合財務規則に定める条項を遵守し、上記記載事項及び裏面に記載した事項に同意のうえ、お請けいたします。

令和　　年　　月　　日

亘理地区行政事務組合
管理者　　齋　藤　俊　夫　　殿

受注者　　住所

氏名又は名称　　㊞

注　1　金額は、アラビア数字で記入し首票金額の訂正は認めない。
　　2　首票金額の頭部に¥字を表示すること。

【契約約款】

（検査及び引渡し）

第１条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明及び仕様書に対する質問回答書をいう。）に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第２条　受注者は、前条第２項（同条第６項後段において適用する場合を含む。第３項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（履行遅滞の場合における損害賠償請求等）

第３条　受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、これによって生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。

２　前項に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率（契約成立の日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。次項において同じ。）の割合で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、前条第２項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（その他の事項）

第４条　この約款に定めのない事項については、亘理地区行政事務組合工事執行規則（平成 22 年告示第 23 号）第 20 条第１項に規定する、工事請負契約書（様式第１号）に定めるところによる